

農業経営基盤の強化の促進に関する 基 本 構 想

令和8年9月
美 祢 市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 美祢市は、山口県の西部に位置し、県内で唯一海に面していない中山間地域である。四季の区分がはっきりしており寒暖差があるものの、近年では深い積雪もなく、年間を通じて過ごしやすい気候となっている。市域には日本最大級のカルスト台地である秋吉台が広がり、令和8年4月には、この大地と人の営みの結びつきが世界的に評価され、市全域が「Mine秋吉台ジオパーク」として「ユネスコ世界ジオパーク」に認定された。

農業はジオパークの景観を構成する重要な要素であり、その持続的な発展は地域社会の存続に直結する。現在、人口減少や少子高齢化といった社会課題に直面しているが、持続可能な地域社会の実現を目指し、定住促進や地域産業の振興に力を入れているところである。

- 2 美祢市の農業は、ジオパークとして認定されたこの土地特有の多様な地質環境を最大限に活かした展開が特徴である。

特に、カルスト台地に由来するミネラル豊富な土壌や良好な水系を背景に、食味の優れた「米」の生産が基幹作物として確立されている。また、昼と夜の気温差が大きく水はけの良い土壌を活かした「秋芳梨」や市場から高い評価を得ている「美東ごぼう」、天保の時代から栽培が続く「厚保くり」といった特産品は、地域の名産としてブランドを牽引している。その他にも、「ホウレンソウ」や「アスパラガス」、「イチゴ」などの施設野菜、「スイカ」、「ハクサイ」などの露地野菜、「リンドウ」などの花きや畜産経営も含め多種多様な農業経営が行われている。

また、大規模化による生産効率の向上と遊休農地化の防止を図るべく、集落営農法人などの農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。)や認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体をいう。以下同じ。)による農地の集積が進められており、美祢市農業の持続・発展に資する取組が展開されている。

一方、兼業や定年帰農等で農業経営を行っている小規模農家は、小規模経営ゆえの経営難や後継者がいないことなどの理由による離農が増えてきており、遊休農地のみならず荒廃農地が増えることが懸念される。

- 3 美祢市は、このような農業構造の現状及びその見通しの下に、次代の担い手となる新規就農者を確保し、効率的かつ安定的な農業経営体として育成するとともに、地域農業の健全な発展を図るため、集落営農法人の設立・育成を促進する。また、複数の集落営農法人等が主体的に連携して共同事業等に取り組む自立的な経営体制の構築に向けて、その取組を必要に応じて後押しする。

具体的な経営の指標として、美祢市及び周辺地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の年間所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たりの年間農業所得概ね320万円以上)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり2,000時間以下)の水準を実現できるものとする。

- 4 美祢市は、将来の美祢市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を促進することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、美祢市は、山口県農業協同組合美祢統括本部(以下「JA美祢」という。)、美祢市農業委員会、美祢農林水産事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、美祢市地域農業再生協議会において集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す

農業者やその集団及びこれら周辺農家に対して、上記の美祢市地域農業再生協議会が主体となって経営診断、経営改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、経営の改善による望ましい農業経営体の育成を図るため、発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業者等による協議を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画に「地域を担う者」として位置づけ、利用権の設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用の集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して農用地の利用の効率化・高度化を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらの経営への農用地の利用の集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善事業（法第4条第3項第2号に規定する農用地利用改善事業をいう。以下同じ。）を行う農用地利用改善団体（法第23条第1項に規定する団体をいう。以下同じ。）の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者及び認定新規就農者の育成、集落営農の組織化・法人化等、地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用の集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化に取り組めるよう指導・助言を行う。

このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、JA美祢の農作業受託部会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を促進するため、美祢農林水産事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益や新規作目の導入を推進するとともに、ICT等の先端技術を活用したスマート農業技術の導入と普及を促し、労働生産性の向上を図る。

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っていることから、オペレーターの育成や農作業受委託の促進等を図ることによる地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進める。

市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場への参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他の農家にも法その

他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

また、これらの取組については、農業者等による協議を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画と整合が取れるよう推進する。

農業経営改善計画の認定制度、青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、美祢市農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、美祢市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 美祢市は、美祢市地域農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及びJ A美祢の支所単位での研修会の開催等を、美祢農林水産事務所の協力を受けて行う。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 青年等の就農者の確保・育成に当たっては、今後の美祢市の農業の発展を図るため、農業・農村の生産と生活の条件整備を促進するとともに、就農促進のための支援等の一層の充実・強化を図り、農業者をはじめ関係機関及び団体が一体となって取り組んでいくことが重要である。

美祢市は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、美祢市及び周辺地域の優良な農業経営の事例を踏まえ、他産業従事者並の年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり2,000時間以下)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(主たる農業従事者1人当たりの年間農業所得175万円以上)を目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に美祢市及び周辺地域で展開している優良事例を踏まえつつ、美祢市における主要な営農類型についてこれを示すと別添1のとおりである。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、第2で示した効率的かつ安定的な農業経営の指標を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと別添2のとおりである。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

美祢市の特産物を安定的に生産し、美祢市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、美

美祢農林水産事務所、農業経営・就農支援センター、J A美祢等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制等に取り組む。

加えて、美祢市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修・交流会の実施等の支援を行う。

2 美祢市が主体的に行う取組

美祢市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、美祢農林水産事務所、農業経営・就農支援センター、J A美祢等の関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や必要となる農用地等のあっせん、資金調達のサポートを行う。

また、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、新規就農者育成総合対策、農地利用効率化等支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

美祢市は、美祢農林水産事務所、美祢市農業委員会、J A美祢、農業大学校等の関係機関と連携しつつ、美祢市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地等のあっせん、就農後の定着に向けたサポート等を次の役割分担により実施する。

(1) 山口県農業会議、農地中間管理機構、美祢市農業委員会

新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

(2) 個々の集落（地域計画の作成区域）

農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

美祢市は、美祢農林水産事務所、美祢市農業委員会及びJ A美祢等と連携して、区域における作付け品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、農業経営・就農支援センター等へ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、J A美祢等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、美祢市区域内において後継者がいない場合は、農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、美祢市農業委員会等の関係機関と連携し、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- これらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は、次のとおりである。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標	備 考
60%	

(注1) 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標」は、地域計画の農用地面積に占める認定農業者、認定新規就農者、市基本構想の水準到達者、集落営農が、所有権、利用権、作業委託(基幹3作業)により経営する面積の割合である。

(注2) 目標年次は、令和12年度末とする。

- その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

美祢市、美祢農林水産事務所、美祢市農業委員会、農地中間管理機構、J A美祢、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、第5の①に規定する地域計画の見直し・更新を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

美祢市は、山口県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、美祢市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

美祢市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦部の地区においては、ほ場整備事業を実施しており、ほ場の大区画化や高機能化を活かすため、農地中間管理事業を活用し担い手への農地集積を推進する。

特に、土地改良区と連携し、農用地の利用の集積および農地の連担化を促進し効率的な営農が行えるよう努める。

イ 中山間地域においては、多面的機能支払や中山間地域等直接支払、地域計画の見直し・更新の機会等を活用し、地域における話し合いによる合意形成を通じ、効率的かつ安定的な経営の農用地の利用の集積を進めるため、農用地利用改善団体の設立を推進するとともに農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化することにより、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

さらに、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあつては、特定農業団体制度及び特定農業法人制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業団体制度及び特定農業法人制度に取り組めるよう指導・助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 地域計画推進事業

美祢市は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域の農業者等との協議を設け、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における地域計画を定め、その中で地域の農業の将来のあり方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進する。

(2) 協議の場の設置方法

① 協議の場の開催時期・参加者等

地域計画の協議の場の開催については、参加者は農業者、美祢市、農業委員、農地利用最適化推進委員、J A美祢、農地中間管理機構の農地集積推進員、土地改良区、美祢農林水産事務所、その他の関係者とし、幅広い参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに調整する。また、農業者の集まる機会等を活用し周知を図るとともに、参加者等からの問い合わせへの対応窓口を美祢市農林課に設置する。

② 協議すべき事項

ア 地域計画の区域における農業の将来の在り方

イ アの在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

ウ 農業者その他の地域計画の区域の関係者がイの目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置

なお、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

(3) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に設定することとし、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、必要に応じて活性化計画の作成を検討し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(4) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

美祢市は、地域計画の見直し・更新に当たって、美祢農林水産事務所、美祢市農業委員会、農地中間管理機構、J A美祢、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画変更の公表に至るまで、加えて、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか、適切な進捗管理を行う。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

美祢市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を支援するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営

活動の領域等の観点から農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。ただし、認定農業者等の担い手への集積がすでに進んでいる地区等においては、その地区を一部除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知)の参考様式第6-1号の認定申請書を美祢市に提出して、農用地利用規程について美祢市の認定を受けることができる。

② 美祢市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第3項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること

イ (4)の①のイの実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 美祢市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を美祢市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について、農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、特定農業法人又は特定農業団体を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て農用地利用規程に定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項
 - エ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- ③ 美祢市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規定(以下「特定農用地利用規程」という。)について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(4)の①のイに規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ 農用地利用規程で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は農業経営改善計画とみなす。
- (7) 農用地利用改善団体の勧奨等
- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。
- (8) 農用地利用改善事業の指導・援助
- ① 美祢市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導・援助に努める。
- ② 美祢市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、美祢農林水産事務所、美祢市農業委員会、JA美祢、山口県農地中間管理機構等の指導・助言を求めてきたときは、美祢市地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。
- 3 JA美祢営農センターが行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
- (1) 農作業の受委託の促進
- 美祢市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア J A美祢その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) J A美祢営農センターによる農作業の受委託のあっせん等

J A美祢営農センターは、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械・施設の整備等により農作業受委託の促進に努めるものとする。

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施設との連携

美祢市は、1 から 3 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 美祢市は、県営ほ場整備事業、団体営土地改良総合整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて水田の大区画化を進めるとともに、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 美祢市は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 美祢市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、地域の特徴を活かした効率的な農業経営の育成を図り、農用地の利用の集積、とりわけ集約化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 美祢市は、農業生産基盤整備事業の推進を図るとともに、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ農業の担い手確保に努める。

オ 美祢市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

美祢市は、美祢市農業委員会、美祢農林水産事務所、J A美祢、土地改良区その他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年間にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地の利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

美祢市農業委員会、J A美祢及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、美祢市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成20年3月21日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、令和3年3月24日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、令和5年9月28日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、令和8年9月24日から施行する。

(別添1)

農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ
安定的な農業経営の指標

[個別経営体]

営農類型	経営規模の目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋大豆＋作業受託	水稻 5.0ha 大豆 2.0ha 基幹作業受託 4.0ha <経営面積> 7.0ha	主な資本装備 トラクター 30ps 1台 田植機 6条 1台 自脱型コンバイン 4条 1台 大豆用コンバイン 1台 乗用管理機 1台 ライムソフー 2.4m 1台 トラック 1台 資材・農機具庫 120㎡ 1棟 乾燥調製はライスセンター委託 防除はヘリ(ドローン)防除を活用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・農地中間管理機構を活用した農地の集積、集約化を図る。	・家族経営協定の締結に基づく給料制 ・休日制の導入 ・労働力確保と農作業環境の改善など、労務管理の実施
水稻＋麦＋作業受託	水稻 5.0ha 麦 2.0ha 基幹作業受託 4.0ha <経営面積> 7.0ha	主な資本装備 トラクター 30ps 1台 田植機 6条 1台 自脱型コンバイン 4条 1台 普通型コンバイン 40ps 1台 乗用管理機 1台 ライムソフー 2.4m 1台 トラック 1台 資材・農機具庫 120㎡ 1棟 乾燥調製はライスセンター委託 防除はヘリ(ドローン)防除を活用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・農地中間管理機構を活用した農地の集積、集約化を図る。	・家族経営協定の締結に基づく給料制 ・休日制の導入 ・労働力確保と農作業環境の改善など、労務管理の実施
水稻＋作業受託	水稻 7.0ha 基幹作業受託 5.0ha <経営面積> 7.0ha	主な資本装備 トラクター 30ps 1台 田植機 6条 1台 自脱型コンバイン 4条 1台 ライムソフー 2.4m 1台 トラック 1台 資材・農機具庫 120㎡ 1棟 乾燥調製はライスセンター委託 防除はヘリ(ドローン)防除を活用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・農地中間管理機構を活用した農地の集積、集約化を図る。	・家族経営協定の締結に基づく給料制 ・休日制の導入 ・労働力確保と農作業環境の改善など、労務管理の実施

ナシ+水稻	二十世紀	主な資本装備		・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・農地中間管理機構を活用した農地の集積、集約化を図る。	・家族経営協定の締結に基づく給料制 ・休日制の導入 ・労働力確保と農作業環境の改善など、労務管理の実施
	0.5ha 水稻 2.0ha 〈経営面積〉 2.5ha	梨棚 1式 ステードスプレー 600ℓ 1台 自走式運搬車 1台 可変式動力散布機 1台 乗用モア 1台 採薬機 1台 トラクター 25ps 1台 田植機 6条 1台 自脱型コンバイン 4条 1台 トラック 1台 資材・農機具庫 120㎡ 1棟 乾燥調製はライスセンター委託 防除はヘリ(ドローン)防除を活用			
水稻+ハクサイ+ゴボウ+スイカ	水稻	主な資本装備		・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・農地中間管理機構を活用した農地の集積、集約化を図る。	・家族経営協定の締結に基づく給料制 ・休日制の導入 ・労働力確保と農作業環境の改善など、労務管理の実施
	4.0ha ハクサイ 0.5ha ゴボウ 0.2ha スイカ 0.5ha 〈経営面積〉 5.2ha	トラクター 25ps 1台 田植機 6条 1台 自脱型コンバイン 4条 1台 防除機 1台 管理機 1台 動力噴霧機 1台 トラック 1台 乾燥調製はライスセンター委託 防除はヘリ(ドローン)防除を活用 ゴボウの深堀は委託			
ハウレンソウ	3,500㎡	主な資本装備		・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制 ・休日制の導入 ・労働力確保と農作業環境の改善など、労務管理の実施
	〈経営面積〉 0.4ha	パイプハウス 3,500㎡ 1式 作業舎 50㎡ 1棟 管理機 1台 動力噴霧機 1台 予冷库 1坪用 1台 トラック 1台			
イチゴ	1,900㎡	主な資本装備		・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制 ・休日制の導入 ・労働力確保と農作業環境の改善など、労務管理の実施
	〈経営面積〉 0.2ha	パイプハウス 1,900㎡ 1式 育苗ハウス 500㎡ 1式 山口型高設ベンチ 1式 暖房器 1式 電照装置 1式 炭酸ガス発生装置 1式 灌水設備 1式 動力噴霧機 1台 予冷库 1坪用 1台 トラック 1台 作業場 50㎡ 1棟			

ナシ	二十世紀 0.6ha <経営面積> 0.6ha	主な資本装備 梨棚 1式 ステートスプレー 6000 1台 自走式運搬車 1台 乗用モア 1台 採薬機 1台 トラック 1台 作業場 50㎡ 1棟	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制 ・休日制の導入 ・労働力確保と農作業環境の改善など、労務管理の実施
シイタケ	原木シイタケ 160,000植菌	主な資本装備 発生舎 1棟 散水設備 1式 乾燥機 1台 クレーン 1台 トラック 1台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制 ・休日制の導入 ・労働力確保と農作業環境の改善など、労務管理の実施
ブルーベリー	1.2ha <経営面積> 1.2ha	主な資本装備 運搬車 1台 保冷库 1台 トラック 1台 動力噴霧機 1台 作業場 50㎡ 1棟	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制 ・休日制の導入 ・労働力確保と農作業環境の改善など、労務管理の実施
肉用牛(繁殖)＋飼料作物	繁殖牛 36頭 飼料作物(二毛作) 7.0ha 稲ワラ 4.5ha <経営面積> 3.5ha	主な資本装備 繁殖牛舎 540㎡ 1棟 堆肥舎 195㎡ 1棟 飼料貯蔵庫 65㎡ 1棟 ホイローダー 1台 トラクター 50ps 1台 ベールクリッパー 1台 堆肥散布機 1.5 t 1台 ロールベアラー 中ロール 1台 モア 1台 テッドレーキ 1台 ベールラッパー 自走 1台 トラック 2 t 1台 トラック 1台 イネ科牧草を乾草、サイレージに調製 稲ワラは耕種農家と堆肥交換 分娩間隔は13ヶ月 敷料はオガクズと一部稲ワラを利用	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制 ・休日制の導入 ・労働力確保と農作業環境の改善など、労務管理の実施

酪農＋飼料作物	経産牛	主な資本装備			・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制 ・休日制の導入 ・労働力確保と農作業環境の改善など、労務管理の実施
	64頭	酪農牛舎	960㎡	1棟		
	搾乳牛	堆肥舎	460㎡	1棟		
	54頭	飼料貯蔵庫	55㎡	1棟		
	育成牛	ミルクングパーラー		1式		
	15頭	バルククーラー		1式		
	飼料作物(二毛作)	ホイルローダー		1台		
	22.0ha	トラクター	50ps	2台		
	〈経営面積〉	ベールクリッパー		1台		
	11.0ha	堆肥散布機	2 t	1台		
		ロールペーラー	中ロール	1台		
		モア		1台		
		テッダレーキ		1台		
		ベールラッパー	自走	1台		
		トラック	2 t	1台		
		トラック		1台		
		イネ科牧草を乾草、サイレージに調製 敷料はオガクズを利用				

[組織経営体]

営農類型	経営規模の目標	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋麦＋大豆	水稻 13.0ha 麦 8.0ha 大豆 3.0ha <経営面積> 24.0ha	主な資本装備 トラクター 40ps 1台 田植機 6条 1台 普通型コンバイン 1台 乗用管理機 1台 ライムソワー 2.4m 1台 プームスプレイヤー 1台 トラック 2t 1台 資材・農機具庫 120㎡ 1棟 乾燥調製はライスセンター委託 防除はヘリ(ドローン)防除を活用	・複式簿記記帳実施 ・税理士の活用 ・青色申告の実施 ・農地中間管理機構を活用した農地の集積、集約化を図る。	・給料、休日制の導入 ・労働力確保と農作業環境の改善など、労務管理の実施
水稻＋麦＋大豆 ＋露地野菜	水稻 12.0ha 麦 8.0ha 大豆 3.0ha 露地野菜 0.5ha <経営面積> 23.5ha	主な資本装備 トラクター 40ps 1台 田植機 6条 1台 普通型コンバイン 1台 乗用管理機 1台 ライムソワー 2.4m 1台 プームスプレイヤー 1台 トラック 2t 1台 資材・農機具庫 120㎡ 1棟 乾燥調製はライスセンター委託 防除はヘリ(ドローン)防除を活用	・複式簿記記帳実施 ・税理士の活用 ・青色申告の実施 ・農地中間管理機構を活用した農地の集積、集約化を図る。	・給料、休日制の導入 ・労働力確保と農作業環境の改善など、労務管理の実施
水稻＋露地野菜 (タマネギ)	水稻 20.0ha 露地野菜 0.5ha <経営面積> 20.5ha	主な資本装備 トラクター 40ps 1台 田植機 6条 1台 普通型コンバイン 4条 1台 乗用管理機 1台 ライムソワー 2.4m 1台 プームスプレイヤー 1台 トラック 2t 1台 運搬車 1台 資材・農機具庫 120㎡ 1棟 乾燥調製はライスセンター委託 水稻防除はヘリ(ドローン)防除を活用 タマネギ収穫機、拾い上げ機は、借用	・複式簿記記帳実施 ・税理士の活用 ・青色申告の実施 ・農地中間管理機構を活用した農地の集積、集約化を図る。	・給料、休日制の導入 ・労働力確保と農作業環境の改善など、労務管理の実施

水稻＋大豆＋施設野菜(アスパラガス)＋露地野菜	水稻	12.0ha	主な資本装備		・複式簿記記帳実施	・給料、休日制の導入
	大豆	3.0ha	トラクター 40ps	1台	・税理士の活用	・労働力確保と農作業環境の改善
	施設野菜	0.3ha	田植機 6条	1台	・青色申告の実施	どの労務管理の実施
	露地野菜	0.5ha	普通型コンバイン	1台	・農地中間管理機構を活用した農地の集積、集約化を図る。	
	＜経営面積＞	15.8ha	大豆コンバイン	1台		
			乗用管理機	1台		
			管理機	1台		
			ライムソー 2.4m	1台		
			ブームスプレイヤー	1台		
			パイプハウス 3,000㎡	1台		
			灌水設備	1式		
			動力散布機	1台		
			トラック 2t	1台		
			資材・農機具庫 120㎡	1棟		
			乾燥調製はライスセンター委託			
			防除はヘリ(ドローン)防除を活用			

(別添2)

農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

[個別経営体]

営農類型	経営規模の目標	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋作業受託	水稻	主な資本装備		・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制 ・休日制の導入 ・労働力確保と農作業環境の改善など、労務管理の実施
	4.0ha 基幹作業受託 4.0ha 〈経営面積〉 4.0ha	トラクター 30ps	1台		
		田植機 6条	1台		
		自脱型コンバイン	1台		
		ライムソワー 2.	1台		
		トラック	1台		
		資材・農機具庫 120㎡	1棟		
		乾燥調製はライスセンター委託 防除はヘリ(ドローン)防除を活用			
水稻＋クリ	水稻	主な資本装備		・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・農地中間管理機構を活用した農地の集積、集約化を図る。	・家族経営協定の締結に基づく給料制 ・休日制の導入 ・労働力確保と農作業環境の改善など、労務管理の実施
	1.0ha クリ 2.0ha 4.0ha 〈経営面積〉 3.0ha	トラクター 30ps	1台		
		田植機 6条	1台		
		自脱型コンバイン	1台		
		ライムソワー 2.4m	1台		
		動力噴霧器	1台		
		トラック	1台		
		資材・農機具庫 120㎡	1棟		
		乾燥調製はライスセンター委託 水稻防除はヘリ(ドローン)防除を活用			
水稻＋ゴボウ	水稻	主な資本装備		複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 ・農地中間管理機構を活用した農地の集積、集約化を図る。	・家族経営協定の締結に基づく給料制 ・休日制の導入 ・労働力確保と農作業環境の改善など、労務管理の実施
	2.0ha ゴボウ 0.5ha 4.0ha 〈経営面積〉 2.5ha	トラクター 30ps	1台		
		田植機 6条	1台		
		自脱型コンバイン	1台		
		ライムソワー 2.4m	1台		
		トラック	1台		
		ユンボ	1台		
		管理機	1台		
		動力噴霧器	1台		
		資材・農機具庫 120㎡	1棟		
		乾燥調製はライスセンター委託 水稻防除はヘリ(ドローン)防除を活用			
水稻＋アスパラガス	水稻	主な資本装備		複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施 ・農地中間管理機構を活用した農地の集積、集約化を図る。	・家族経営協定の締結に基づく給料制 ・休日制の導入 ・労働力確保と農作業環境の改善など、労務管理の実施
	3.0ha アスパラガス 0.07ha 4.0ha 〈経営面積〉 3.07ha	トラクター 30ps	1台		
		田植機 6条	1台		
		自脱型コンバイン	1台		
		ライムソワー 2.4m	1台		
		トラック	1台		
		パイプハウス 700㎡	1式		
		灌水設備	1式		
		動力散布機	1台		
		資材・農機具庫 120㎡	1棟		
		保冷库	1台		
		乾燥調製はライスセンター委託 水稻防除はヘリ(ドローン)防除を活用			

アスパラガス＋ クリ	アスパラガス 0.07ha クリ 2.0ha 〈経営面積〉 2.07ha	主な資本装備 パイプハウス 700㎡ 灌水設備 動力散布機 資材・農機具庫 120㎡ トラック 運搬車 保冷库	1式 1式 1台 1棟 1台 1台 1台	・複式簿記記帳の 実施により経営と 家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締 結に基づく給料制 ・休日制の導入 ・労働力確保と農作 業環境の改善など、 労務管理の実施
ホウレンソウ	2,000㎡ 〈経営面積〉 0.2ha	主な資本装備 パイプハウス 2,000㎡ 作業場 50㎡ トラクター 管理機 動力噴霧機 予冷库 1坪用 トラック	1棟 1棟 1台 1台 1台 1台 1台	・複式簿記記帳の 実施により経営と 家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締 結に基づく給料制 ・休日制の導入 ・労働力確保と農作 業環境の改善など、 労務管理の実施
イチゴ	1,500㎡ 〈経営面積〉 0.2ha	主な資本装備 パイプハウス 1,500㎡ 育苗ハウス 300㎡ 山口型高設ベンチ 暖房器 電照装置 炭酸ガス発生装置 灌水設備 動力噴霧機 予冷库 1坪用 トラック 作業場 50㎡	1式 1式 1式 1式 1式 1式 1台 1台 1台 1台 1台 1台	複式簿記記帳の実 施により経営と家 計の分離を図る 青色申告の実施	・家族経営協定の締 結に基づく給料制 ・休日制の導入 ・労働力確保と農作 業環境の改善など、 労務管理の実施
ナシ	二十世紀 0.4ha 〈経営面積〉 0.4ha	主な資本装備 スปีトスプレー 600ℓ 自走式運搬車 乗用モア 採薬機 トラック 作業場 50㎡	1台 1台 1台 1台 1台 1台	・複式簿記記帳の 実施により経営と 家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締 結に基づく給料制 ・休日制の導入 ・労働力確保と農作 業環境の改善など、 労務管理の実施
シイタケ	原木シイタケ 100,000植菌	主な資本装備 発生舎 散水設備 乾燥機 クレーン トラック	1棟 1式 1台 1台 1台	複式簿記記帳の実 施により経営と家 計の分離を図る 青色申告の実施	・家族経営協定の締 結に基づく給料制、 ・休日制の導入 ・労働力確保と農作 業環境の改善など、 労務管理の実施

肉用牛(繁殖)＋ 飼料作物	繁殖牛	主な資本装備		・複式簿記記帳の 実施により経営と 家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締 結に基づく給料制 ・休日制の導入 ・労働力確保と農作 業環境の改善など、 労務管理の実施
	24頭	牛舎 400㎡	1棟		
	子牛	堆肥舎 150㎡	1棟		
	20頭	倉庫 70㎡	1棟		
	飼料作物(二毛作)	ホイルローダー	1台		
	4.0ha	トラクター 30ps	1台		
	稲ワラ	ロールベアラー 小ロー	1台		
	3.0ha	ルモア	1台		
	〈経営面積〉	テッダレーキ	1台		
	2.0ha	トラック	1台		
		稲ワラは耕種農家と堆肥交換			